

電 気 需 給 契 約 書 (案)

発注者 公益財団法人奈良県食肉公社 と受注者 _____ は、奈良県食肉センターで使用する電気の需給に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、この契約の条項に基づき発注者の奈良県食肉センターで使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約の要領)

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 契約電力 600キロワット

(2) 予定使用電力量 1,441,000キロワット時

※予定使用電力量は、あくまで予定量であり、発注者の都合により予定使用量を上回り、又は下回ることがある。

(3) 供給場所 大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター

(4) 契約期間 令和6年5月1日0時から令和7年4月30日24時まで

(5) 契約金額 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制によるものとする。また、次に掲げる各金額には消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

ア 基本料金

基本料金 金 _____ 円（1キロワット、1月当たり）
（うち消費税及び地方消費税 _____ 円）

イ 電力量料金

夏季における電力量料金 金 _____ 円（1キロワット時当たり）
（うち消費税及び地方消費税 _____ 円）

その他季における電力量料金 金 _____ 円（1キロワット時当たり）
（うち消費税及び地方消費税 _____ 円）

なお、夏季とは、令和6年7月1日0時から令和6年9月30日24時までとし、その他季節とは、令和6年5月1日0時から令和6年6月30日24時及び令和6年10月1日0時から令和7年4月30日24時までとする。

(6) 供給仕様等 仕様書のとおり。

(7) 契約保証金 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項の規定により免除する。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(機密を守る義務)

第4条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項及びこの契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第2条第4号に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後において

も同様とする。ただし、公益財団法人奈良県食肉公社情報公開規程等による所定の手続きにより開示する場合は、この限りではない。

(計量及び検査)

- 第5条 受注者は、発注者が使用した電力量（以下、「使用電力量」という。）を、毎月1日の0時から当該月最終日の24時までの期間（以下、「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について発注者が別に指定する発注者の職員による検査を受けるものとする。
- 2 受注者が発注者の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、発注者は可能な限りこれに応ずるものとする。

(代金の支払等)

- 第6条 受注者は、第5条の規定による検査に合格したときは、月毎に第2条第1号に定める契約電力に第2条第5号アに定める基本料金率を乗じて得た額に、計量期間にかかる使用電力量に第2条第5号イに規定する電力量料金率を乗じて得た額を加算した金額に、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した金額（以下「代金」という。）を、計量期間の翌月に、発注者に対し、適法な請求書により請求するものとする。
- なお、代金の計算における金額の単位は円単位とし、その端数は、切り捨てるものとする。
- 2 発注者は、前項に規定する請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払うものとする。

(力率割引および割り増し)

- 第7条 受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。
- なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件等によるものとする。

(燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金)

- 第8条 受注者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。
- なお、燃料費調整額は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件等により算定される単価とする。ただし、算定方法においては、入札時の電気供給条件等によるものとする。
- また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によるものとする。

(契約超過金等)

- 第9条 その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、受注者は契約超過金を請求することができるものとする。
- なお、契約超過金の算定を行う場合は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件等によるものとする。

(精算金)

- 第10条 契約期間内に契約電力を変更する場合、受注者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件等によるものとする。

(契約保証金)

第 11 条 奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項ただし書の規定に該当するため免除する。

(契約の解除)

第 12 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - (2) 受注者がその責に帰する事由により履行期限内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 受注者が正当な理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - (4) 受注者が契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
 - (5) 受注者が正当な理由がないのに検査、検収等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (6) 受注者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 受注者は、正当な理由があるときは、その理由を発注者に通知して契約を解除することができる。
- 4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第 6 号に該当する場合を除く。）において、需要者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - (9) 調達期日までに電気の供給体制を確保することができないとき。また、確保の見通しができなくなったとき。

(契約に係る損害賠償)

第 13 条 第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定により契約を解除した場合には、受注者は、契約満了の日までに係る第 2 条に定める契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて計算した総額の 100 分の 10 に相当する額（以下において「契約金額」という）を損害賠償金として納付しなければならない。

2 受注者が第 12 条第 1 項第 1 号に該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、発注者に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りでない。

3 発注者が、この契約を変更又は解除（第 12 条第 1 項又は第 4 項に該当する場合は除く）したことにより、受注者に損害を与えたときは、受注者は、当該損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第 14 条 本契約書に記載なき事項については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件等によるものとする。ただし、規定のない場合及び規程が変更された場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

第 15 条 この契約は、発注者において、契約期間の始期の属する年度に係る予算が成立したことを条件として成立するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者：大和郡山市丹後庄町 475-1
公益財団法人奈良県食肉公社
理事長 山下 真

受注者：